

日火連短信

令和2年7月9日第140号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041 専務理事 大岩伸夫
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

大日本猟友会から警察庁への要望があり、警察庁より下記の依頼文を受領しました。
狩猟者登録を受けた者等が無許可で譲り受けることができるライフル銃用実包は50個以下となっています。そのため、1箱20個入りの実包は40個までしか購入できないこととなりますので、50個まで購入できるようバラ売りの対応をお願いしたいとの依頼文です。
なお、日火連としては実包の無許可譲受数量の範囲内であれば、散弾実包、ライフル実包を自由に選択できる旨の要望を検討したいと考えています。

警察庁丁保発第130号
令和2年5月25日

一般社団法人
日本火薬銃砲商業組合連合会会長殿

警察庁生活安全局保安課長

猟銃用火薬類等の譲渡に関する周知方について（ご依頼）

貴連合会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき、深い御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、警察庁においては、銃砲行政に関する各種の要望等を受けているところ、その中で、「ライフル銃用実包の無許可譲受数量は50個以下となっているが、1ケース20個入りで販売されているため（バラ売りされていないため）、実際には40個までしか購入できない」との声があります。

仮にこのようなことがあれば、猟銃用火薬類等を譲り受けようとする者が、必要な数量を譲り受けることができず、有害鳥獣駆除等に支障が生じる可能性があるほか、逆に、必要以上の数量を譲り受け、不要実包が生じる可能性もあります。

貴連合会におかれましては、これまでも猟銃用火薬類等の適正な管理にご尽力を頂いているところ、各会員におきましては、猟銃用火薬類等を譲り渡す場合には、譲受許可証又は無許可譲受票に記載の譲受数量の範囲内において、必要な数量を譲り渡すよう、お取り計らいをお願いいたします。